

事案調書(決定会議)

審議日 令和2年9月10日

案件名	相模原市立中学校夜間学級の設置について						
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課 担当者	内線
審議事項	<p>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</p> <p>○中学校夜間学級を令和4年4月に開級することを目指し、他市町村からも通える広域的な仕組として、神奈川県及び他市町村の教育委員会との具体的な調整を進めることを決定する。</p>						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>○上部会議に付議する。 なお、行財政運営の考え方(市の政策決定の仕組みと新規事業の取り扱い)については、市長公室、財政局、総務局にて調整する。</p>						

事案概要 / 事業の実施期間

戦後の混乱期などで義務教育が受けられなかった方、不登校などの理由で、中学校を形式的に卒業した方、外国籍などで日本の義務教育に相当する教育を受けていない方などに対し、夜間の時間帯で中学校の教育課程の授業を行う公立中学校の夜間学級(以下「夜間中学」という。)を令和4年度に開級するもの。
 また、夜間中学は、神奈川県立高校の利用や他市町村の生徒も通える広域的な仕組づくりなどを神奈川県教育委員会と連携して、設置する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	設置の公表	ICT環境整備	夜間中学の開級					
	県教委との合意 ・県立高校の利用 ・広域的な仕組	備品等購入(R3主に職員室、R4以降主に教材、教具)						
	参加市町村との調整	開級式						
	教育課程等の研究・編成	入学式						
	条例等の改正							
	市民周知、説明							
		生徒募集	生徒募集	生徒募集			生徒募集	

○事業経費・財源 費用については県と要調整 (千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4~6	R7~R13	R14以降
事業費(教育費)		26,303	44,780	37,280	37,280
うち任意分		26,303	44,780	37,280	37,280
特財	33%	4,000	6,594	4,094	4,094
国、県支出金					
地方債					
その他	特交	8,000	5,000		
一般財源		14,303	33,186	33,186	33,186
うち任意分		14,303	33,186	33,186	33,186
捻出する財源		0	0	0	0
一般財源拠出見込額		14,303	33,186	33,186	33,186

捻出する財源概要... 他市町村から応分負担が有。その概要は裏面を参照

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	2	9	8	8	8	8	8
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	2	9	8	8	8	8	8

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和3年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり		時期	令和3年1月	議会への情報提供	部会	令和2年12月
事前調整、検討経過等								
調整部局名等		調整内容・結果						
夜間中学検討会議(2回)		(名称は令和元年度)シティセールス・親善交流課、企画政策課、広域行政課、財務課、						
設置方法作検討作業部会(2回)		精神保健福祉センター、こども・若者支援課、教育総務室、学務課、学校保健課、						
入学対象者検討作業部会(2回)		学校施設課、教職員人事課、教育センター、青少年相談センター						
		夜間中学の設置方法及び設置場所 入学者の想定・支援						
		県教委との調整事項						
		夜間中学の設置内容の方向性については、概ね了承						
第2回決定会議		○調整会議に差し戻し						
		本市に夜間中学を設置する必要性の再検討と中長期政策として必要な事業で						
		あるかの検討を調整会議にて再度協議すること。						
備 考	教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業(補助率1/3))							
	(準備期間2年:補助上限額400万、運営期間3年:補助上限額250万、特別交付税措置2/3)							
	教育支援体制整備事業費補助金(日本語指導、スクールカウンセラー(補助率1/3))							
【応分負担の概要】								
設置準備に係る一般財源を、設置後10年間で応分負担とする。(1年分の負担額:14,303千円/10年=1,430千円)								
運営費に係る一般財源に の設置準備に係る応分負担の1年分を加え、在籍する生徒数で応分負担する。								
応分負担の総額:33,186千円+1,430千円=34,616千円								
本市在住の生徒が半数であった場合の他市町村からの応分負担額								
・運営費の応分負担 :33,186千円×1/2 = 16,593千円								
・設置準備の応分負担:1,430千円×1/2 = 715千円								
当該年度の本市実質負担 33,186千円-16,593千円-715千円=15,878千円								
設置準備に係る応分負担期間の10年を過ぎた後は、16,593千円となる。								
応分負担の考え方では、本市設置も他市設置も費用負担は変わらない。								
【教員定数(8人)の費用負担の想定】								
本市が全て負担した場合								
66,000千円(平均給与の合計(副校長+教員7人)-22,000千円(国庫負担金(1/3)))=44,000千円								
県が4人分を負担した場合								
66,000千円-30,972千円(教員4人分)-11,676千円(国庫負担金(1/3))=23,352千円								
いずれの場合にも、地方負担分(2/3)については、県からの税源移譲・地方交付税により賄われている。								
【調整会議での意見質問】								
○本件は、中長期の政策として本市に設置が必要であるか、またその財政的負担はどうかという点について、再度検討を要するとして再協議を行うものである。								
○不登校生徒の割合が高いこと及び外国人児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえると、事業の必要性や本市として夜間学級を設置すべき理由については理解できる。								
○教育局としては夜間学級設置に係る費用は他の事業の見直し等により捻出するということで、新たな財源は必要ないということではないか。								
そのように考えている。								
○事業実施にかかる財源を生み出すために、他の事業を見直すことは評価できる。しかし、長期財政収支上、大幅な歳出超過が見込まれている中、財源を生み出したからといって、必ず新規事業を実施できるというものではない。								
○他市ではなく本市が夜間学級を設置することで、校舎改造などの費用が追加でかかるのではないか。								
校舎改造は神奈川県が実施することとして調整中である。また、他市に応分負担を求める広域的な仕組みを構築するため、本市が設置しても、他市が設置しても、本市の生徒にかかる費用には変わりはない。なお、夜間学級設置による教育委員会の事務量の増を見込み、職員1名の増員を想定しているため、配置されればその人件費分は増額となる。								

夜間中学の概要

- 「夜間中学」とは公立中学校の夜間学級のこと。
- 公立中学校の2部制として、夜間の時間帯に授業を行い、教育課程を修了した者には、卒業証明書（中学の卒業資格）を授与する。
- 月曜日から金曜日まで毎日、夕方17時から21時まで授業を行う中学校である。

入学の対象者は学齢期を超過した次の方

- 戦後の混乱期や病気などの理由により義務教育が受けられなかった方
- 中学校を形式的には卒業したが、不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった方
- 外国籍で日本の義務教育に相当する教育を受けていない方

夜間中学の遍歴

- 当初の昭和20年代は、昼間の学校へ通えない生徒が夜間に通う2部制として設置された。（現在の定時制高校と同様）
- 昭和30年代には、中学校の義務教育化が定着し、統廃合が進む。
- 近年では、依然として中学校未卒業者の存在や学齢期を超過した形式卒業者、外国籍等の方にニーズがあり、新たに設置を目指す地方公共団体が増えている。
- 国では、学齢期の不登校支援や日本語教育などの活用を示している。 1

本市が夜間中学を設置する理由（国の動向）

◆教育機会確保法（§14）

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **就学を希望する方に対して、その機会を提供する措置を講ずる義務**

◆子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

⇒人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

◆文部科学省初等中等教育局長通知（令和2年1月8日）

⇒各教育委員会においては、法及び閣議決定等を踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るよう依頼（未設置 38都道府県 13指定都市）

◆不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）

⇒中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

◆日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

⇒夜間中学の生徒の約8割が外国籍の者。社会的・経済的自立に必要な知識等を修得し得る教育機関であることから、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進。

⇒ **指定都市である本市においては、夜間中学を設置することが望まれている**

本市が夜間中学を設置する理由（本市のニーズ）

支援が必要な方の多さと増加

◆夜間中学の対象者について

	全 国	神奈川県	相模原市
未就学者	12.8万人	5116人（7位）	589人
不登校生徒	3.65%	4.14%（4位）	4.99%（833名）
在留外国人	273万人	21.89万人	1.48万人
日本語支援が必要な児童生徒	5万人	4,217人	250人

⇒不登校生徒が多く、割合は全国平均、神奈川県平均を上回る状況

⇒仮試算では、相模原市において毎年10～20人の進路未定者が生まれており、将来的には、進路未定者が「ひきこもり」予備軍となる可能性が高い。

◆外国籍の方について

各年度（5月1日現在）

種別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
外国人児童生徒	429	440	433	410	380	375	399	393	400	457	510	555	597

〔各年度末（3月末日現在）外国人登録者数〕

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数（人）	10,576	10,421	9,988	10,243	10,777	11,557	12,645	13,812	14,967	16,017

⇒外国人児童生徒は、H19からR1にかけて約170人増（約1.4倍）

⇒外国人登録者数は、H22からR1にかけて約5,500人増（約1.5倍）

本市が夜間中学を設置する理由

生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える方、不登校など悩みを抱える方に対し、一人ひとりのニーズに応じた教育・支援が必要

このために！！

< 必要な支援策 >

- 学力差を支援する仕組み
- 進学・就職を支援できる仕組み
- 進学・就職に必要な日本語能力を支援する仕組み

< 想定される手段 >

- ① 夜間中学の設置
- ② 他自治体が設置する夜間中学校に市民が入学できる仕組みの構築
- ③ その他、自主夜間中学、フリースクールへの支援

◆本市における夜間中学のニーズ

○県アンケート結果(H29.12)

- 希望者160名（相模原市54名、県央地区64名）

○市アンケート結果(H31.1)

- 入学対象者100名(入学希望者47名)
- 支援者565名（知らせたい人221名（未卒業者25,形式卒業71,外国籍等103））

○県主催夜間中学体験会(R2.11)

- 来場者 121名（相模原市49名）

本市が夜間中学を設置する理由

◆市が夜間中学を設置

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程が編成できる。 (ニーズに合った学習機会の提供が可能) ○比較的、通学が容易となる。 ○不登校者などの支援が充実できる。 (学校との情報共有や連携が可能) ○早い時期に設置が可能である。 (本市の意思により設置可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間中学設置の事務負担がある。 ・生徒募集、補助金申請、応分負担など

◆他自治体が設置する夜間中学校に市民が入学できる仕組みの構築


メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○事務負担が少ない。 ・生徒募集、補助金申請、応分負担など 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容、支援方法に関与できない。 ○通学が困難となる可能性がある。 ○不登校者などへの支援が困難。 (他市の学校との情報共有や連携) ○設置の見通しが不明(設置されない可能性有) ○広域的な仕組みに参加できない可能性がある。 (指定都市への設置促進の考え方が示されている)

◆自主夜間中学等への支援を行う場合

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○事務負担、費用負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における就学機会の提供という措置はできていない(学習の機会の提供となるが、卒業資格を得られないため、全てのニーズに応えられない) ○サービスの質が確保されない。 (教科数、授業数、教育活動、教員など)

本市が夜間中学を設置する理由

◆夜間中学の教育課程

タイプ	教育課程の特徴
教育課程重視型	<ul style="list-style-type: none"> □通常の学級同様 9教科+特別活動などを実施 日本語は必要に応じて取り出しあるいは「0時間目」で学習
	
日本語支援重視型	<ul style="list-style-type: none"> □学年枠を取り外し、授業はすべて日本語習得状況によってクラス分け 例) 3学級を、4クラスに分け日本語を15時間/週20時間

生徒個々の状況による教育課程の編成が必要
 ・識字教育(日本語教育)
 ・小学校段階の学習
 全国で設置している34校の夜間中学で様々な教育課程があり、統一されていない。

◆本市で実施すべき支援

- ① 不登校生徒(形式卒業者)
 - ⇒ 義務教育に相当する教育を提供(小学校段階を含む)
 - ⇒ 高校進学、就職へのステップアップ(※日本語教育につき合わせない。)
- ② 外国籍の方
 - ⇒ 教科学習ができる日本語教育を提供
 - ⇒ 高校進学、就職へのステップアップ(※教科学習の中で、高校受験に必要な日本語を習得)
- ③ 双方に
 - ⇒ 教科学習以外の活動も通じ、人との関わり、時間を守るなどの日本の社会で生きていく力を養う。

本市が夜間中学を設置する理由

日本語支援、教育課程のどちらかを重視する支援では
本市の市民ニーズに対応しきれない

本市では『バランス型』の支援が必要

※日本語支援を入れた上で通常の教育課程を実施する

<4クラスでスタート>

- Aクラス（日本語スタートクラス）
- Bクラス（中1程度）
- Cクラス（中2程度）
- Dクラス（中3程度）

- 日本語指導の対応あり
- B～Dクラスはすべて複数教員対応
（チームティーチング方式導入）
- 教育課程の実施

⇒高校等の進学、将来の道への継続

市民ニーズに対応した教育計画を実現するためには
計画編成のイニシアティブが必要

市として夜間中学を設置する必要

これまでの検討状況

- 神奈川県アンケート（H29.12）
希望者160名（相模原市54名、県央地区64名）
- 本市アンケート（H31.1）
入学対象者100名（希望者47名）
支援者565名（知らせたい人221名）

一定のニーズを把握

神奈川県教育委員会との連携の確認

- 夜間中学の設置を目指す県教委との連携内容を確認
- ①他市町村からも通える広域的な仕組みであること
 - ②広域的な仕組みは県教委が主体となり構築すること
 - ③県立高校の借用及び教員配置の支援を受けれること

県教委の取組

- ①協議会の開催（県内8市町が参加）
- ②「夜間中学体験会」の開催（R1.11）

本市の取組

【調査・研究】

- ①夜間中学の視察（7学校）
- ②市民団体との意見交換（主に夜間中学を考える会）
- ③全国夜間中学校研究大会に参加（R1.12）
- ④文科省主催「夜間中学設置推進説明会」に参加（R2.1）

【夜間中学検討会議】

関係課長14課（7月、12月）

設置方法検討作業部会

- 設置方法の検討
市施設（分校、併設）
県施設分校
- 設置場所の検討
横浜線沿、相模線沿
小田急線沿
- 費用比較

入学対象者検討作業部会

- 入学を希望する者
外国人、不登校経験者
ひきこもり など
- 入学対象者
入学決定の方法
- 支援の在り方
日本語教育、学習支援

検討内容や取組内容の情報共有、連携方法等の協議

今後、夜間中学の設置を前提として、神奈川県及び他市町村の
教育委員会と設置に向けた具体的な調整、協議が必要である。

本市の夜間中学の設置案

【設置方法及び場所】

駅から徒歩圏内の設置可能な教室が確できる市立小中学校と県立高校の利用を利便性や費用比較し、県立高校を設置場所の候補とする。

▶ 県立高校を利用した分校方式

- ・ 県立高校で利用していない教室を借用
- ・ 県教委が職員室を改修
- ・ 施設運営費（保守点検・光熱水費等）は調整中

【設置時期】

令和4年4月の開級を目指す

【広域的な仕組】

県下の他市町村に居住する生徒が通える広域的な夜間中学とする。

- ・ 県下を範囲とし、事前に協定などを締結
- ・ 設置・運営に要する費用を応分負担
- ・ 相談や入学手続きなども入学希望者の居住する市町村教委が担う

※入学者の安定的な確保

※費用負担を軽減

【教職員等の体制】

○ 正規職員

標準定数 8人 平均給与算定 66,000千円
(副校長1人、教員7人)

※人件費は国庫補助と地方交付税で措置

※県は職員配置で支援

○ 非常勤職員

非常勤講師 5人 (教科担任) 14,706千円

養護教諭 1人 2,941千円

事務職員 1人 1,878千円

※全て他市町村との応分負担

○ 事業別の人員配置

日本語指導講師 2人 6,614千円

母語協力者 3人 5,670千円

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

※補助金除く費用は、他市町村との応分負担

【教育課程の内容】

- 中学校学習指導要領の内容（1,015時間）を700時間に短縮（義務教育の学習）
- 教科の学習ができる日本語教育の授業（高校受験ができる日本語の習得）
- 小学校段階の学習支援（中学校の学習内容が理解できるサポート）

本市の夜間中学の設置案

夜間中学の教育内容

学習支援

1 取出し授業

特別の教育課程を編成し、授業内容と違う領域を学習

例) 方程式の授業中に、掛け算を個別に指導

2 ティームティーチング

担任以外が授業中に理解が不十分な生徒を支援

3 補習(0時間目)

授業前に授業内容の理解を深める学習

夜間学級

1 授業内容

○ 教科学習(10教科)

○ 教育課程1,015時間を700時間

2 生徒支援

○ 小学校段階の学習も支援

○ 識字教育、日本語指導を実施

○ 不登校経験者の心のケア

3 年間行事

○ 入学式、卒業式

○ 運動会、文化祭

○ 遠足、修学旅行

日本語指導

1 日本語の教育課程

日本語の習得状況に応じ、日本語の時間割を編成

例) 社会、理科の時間に日本語クラスを編成

2 学習サポート

やさしい日本語や母語などで授業内容の理解を支援

3 授業外指導(0時間目)

授業前に日本語を指導

不登校支援

1 カウンセラー

生徒の心理的な問題等の相談に応じ、生徒、保護者、教員を支援

2 スクール・ソーシャル・ワーカー

不登校生徒のために、自宅訪問などの登校支援

今後検討

学齢期の不登校者の受入

1 不登校生徒支援の方策

起立性調節障害などで、昼間の学校には通えない不登校支援の一つとして活用

2 外国につながる不登校生徒

小学校未卒業者や日本語を起因とする不登校生徒

予算の概要

令和3年度

1 事業内容

- ◇教育課程の編成 ◇シンポジウム等の開催 ◇入学説明会等の開催（生徒募集）
- ◇備品整備（主に職員室） ◇授業用の備品・教材の購入
- ◇市施設環境整備（ICT環境等）

2 予算額 26,303千円

3 特定財源等 12,000千円

- ◆夜間中学の補助金 4,000千円（特別交付税措置 8,000千円）

令和4～6年度

1 事業内容

- ◇備品整備（授業用備品、教材）◇市学校運営（ICT、再配当） ◇生徒募集
- ◇非常勤教職員（講師、養護、事務） ◇日本語指導講師 ◇母語協力者

2 予算額 44,780千円

3 特定財源等 11,594千円

- ◆夜間中学の補助金 2,500千円（特別交付税措置 5,000千円）
- ◆きめ細かな支援事業 4,094千円

令和6年度～

1 事業内容

- ◇市学校運営（ICT、再配当） ◇生徒募集
- ◇非常勤教職員（講師、養護、事務） ◇日本語指導講師 ◇母語協力者

2 予算額 37,280千円

3 特定財源等 4,094千円

- ★きめ細かな支援事業 4,094千円

夜間中学の設置について

◆社会的背景

- ▶教育機会確保法により、地方公共団体として、学校における教育機会の提供を行う義務を負っている。
- ▶不登校支援、日本語教育、貧困対策など多方面で夜間中学の活用が求められており、指定都市には夜間中学を設置するよう促進されている。

◆本市の状況

- ▶不登校生徒の状況や外国籍の方が急増している本市には、様々な課題のある生徒が、社会の一員として生きていくために最低限必要な能力を身に付ける学校が必要

一方で・・・

厳しい財政状況の中、経常的に一定の費用負担が生じるという課題

県との連携、応分負担の仕組みにより相当程度の負担軽減が可能

- ◆夜間中学の設置により職員定数が8名増えるが、国庫補助金や地方交付税措置などの国庫支出により、費用は担保されている。
⇒教職員の増減による市の費用負担の増減はない。

財源捻出の概要

◆ 応分負担の考え方

地方財政措置を除く一般財源で負担する事業費を応分負担の総額とし、在籍する市町から生徒数で按分した費用を負担していただく。

- ① 設置準備に係る一般財源を、設置後10年間で応分負担とする。
(1年分の負担額：14,303千円 / 10年 = 1,430千円)
- ② 運営費に係る一般財源に①の設置準備に係る応分負担の1年分を加え、在籍する生徒数で応分負担する。

応分負担の総額：33,186千円 + 1,430千円 = 34,616千円

- ③ 本市在住の生徒が半数であった場合の他市町村からの応分負担額

- ・ 運営費の応分負担 : 33,186千円 × 1/2 = 16,593千円
- ・ 設置準備の応分負担 : 1,430千円 × 1/2 = 715千円

当該年度の本市実質負担 33,186千円 - 16,593千円 - 715千円 = 15,878千円

※ 設置準備に係る応分負担期間の10年を過ぎた後は、16,593千円となる。
※ 応分負担の考え方では、本市設置も他市設置も費用負担は変わらない。

◆ 財源確保の考え方

➤ 局内の事業の見直しや精査により、事業費の財源を確保する。

第3回 決定会議 議事録

令和2年9月10日

1 相模原市立中学校夜間学級の設置について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

○本市が設置することのメリットを再度確認したい。

他市が設置する場合の費用も応分負担となり、本市の財政負担額に変わりはないため、本市が設置し、教育課程やクラス編成を自ら決定できるイニシアチブをもつことに設置メリットがある。

○本市設置と他市設置を比べ、教育課程やクラス編成に違いが想定されるのか。

本市は不登校生徒の割合が高いことが特徴だが、県央地域では外国籍の生徒が特に多いことが予想されるため、他市で設置した場合は、外国籍生徒を重視した日本語支援重視型となり、本市が求めるバランス型とは異なる編成となる可能性がある。

○事業の必要性は理解する。しかしながら、長期財政収支上、多額の歳出超過が見込まれており、財源の担保がないままに新規事業の実施を決定してよいのか。市としての意思決定のあり方が今のままでよいのか。

新規事業の実施に係る考え方の整理や政策決定の仕組みについては、別途、市長公室、財政局、総務局で協議し、早急に決めていきたい。

必要経費は人口減少に伴う児童生徒数の自然減により、学校教育全体事業費が縮小することで生み出される財源で実施可能と考えている。

○応分負担の仕組みを採用しても、教育課程の変更により全体事業費は変動する。よって、財政的負担は変動する可能性がある。設置決定にあたっては、想定以上の財政負担が生じて、相応の負担をする覚悟を持って決定する必要がある。

○市の方針決定に時間の猶予はあるのか

令和4年の開校を目指すのであれば、県及び応分負担してもらう各市との調整を行わなければならないため、現時点で時間的猶予はないと考えている。

(2) 結果

○上部会議に付議する。

なお、行財政運営の考え方(市の政策決定の仕組みと新規事業の取り扱い)については、市長公室、財政局、総務局にて調整する。

以上